議会だより

■発行　奈良県宇陀郡御杖村議会
■編集　議会広報委員会　☎0745-95-2001（代表）
■URL　https://www.vill.mitsue.nara.jp

第194号
令和8.11.1

宇陀郡議会議長・副議長会議員研修会

10月6日に宇陀郡議会議長・副議長会主催の視察研修会が行われ、御杖村と曽爾村の全議員14名と事務局職員が参加しました。視察先として吉野郡下北山村に令和8年7月6日開設された道の駅「きなりの郷　下北山」を訪問しました。

当該施設は奈良県の広域防災拠点に位置付けられており、「防災道の駅」に選定されています。この道の駅を拠点とした災害に備えた施設整備や道の駅の運営をはじめとする観光施設の運営や経営について視察研修を行いました。

下北山村は人口が750人余りでありますが、観光事業の振興や移住定住施策の促進により、近年では人口が少し増加している様で、研修会には下北山村議会の松本議長も出席下さり、役場担当課長から防災道の駅の整備をはじめとするむらづくりへの取り組みについて詳しい説明をしていただきました。

併せて熊の緊急銃猟の実施状況についても担当者から説明をしていただき、下北山村では9月26日から27日にかけて4頭の熊の出没があり、緊急銃猟により3頭の捕獲処分を行っていました。

御杖村や曽爾村でも熊の目撃情報がある中で、熊の対応策としてとても参考となる説明であり、下北山村で作られた緊急銃猟マニュアルも提供していただきました。

両村の議員からは多くの質問が行われ、議員活動に資する学びを深めることができました。



令和8年第3回(9月)定例会

令和8年第3回（9月）定例会は、9月8日に招集され、会期を9月16日までの9日間とし、9月16日に続会議を行い閉会しました。会期中におきましては、議案を審議するために全員協議会、むらづくり委員会及び予算決算委員会を開催しました。開会日には、伊藤村長の行政報告や4名の議員が一般質問を行いました。この定例会におきまして、陳情1件、条例改正2件、財産貸付1件、財産取得1件、規約変更1件、補正予算4件、決算認定5件、報告1件の計16議案の審議を行い、会期中に16件全ての議案を議決しました。

●村長行政報告

9月定例会の開会にあたり、行政報告をさせていただきます。

まず、去る7月16日に川上村にて、奈良県簡易水道協会の総会が開催されました。

簡易水道事業を取り巻く環境は、人口減少に伴う水道料金収入の減少、また水道施設の老朽化や近年頻発する地震・台風等の自然災害への対応など、厳しさが増してきております。このような状況の中、本総会におきましては、施設整備に係る補助率の引き上げや持続的・安定的な運営に向けた支援など、令和9年度の国の予算確保に向け、簡易水道事業へのさらなる財政支援の拡充・強化を要望していくことを確認いたしました。

続きまして、三重県側へのアクセス道路であります国道368号につきまして、去る8月12日に名張市におきまして国道368号改修期成同盟会の総会が開催され、寺前議長と共に出席いたしました。この総会において採択された令和8年度事業計画により、11月には国土交通省中部地方整備局と三重県庁への要望活動が予定されております。本村といたしましては、この機会に、上長瀬工区及び下太郎生工区の早期事業完了に重点を置き、併せまして石名原工区や奥立川工区、仁柿峠バイパスの整備促進について強く訴えてまいる所存でございます。また、期成同盟会では、中央省庁への要望活動も今後行う計画としており、構成団体が連携してより一層の要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、職員研修における講演について申し上げます。

8月28日、名張市に拠点を置く社会福祉法人からの依頼を受け、同法人が実施する職員研修において講師を務めさせていただきました。研修では、公共交通の確保にとどまらず、高齢者など移動に困難を抱える方々の通院・買い物を支える福祉的側面も持つ「デマンド交通」をテーマとして取り上げ、本村における導入の背景や経緯についてご紹介いたしました。名張市は、本村住民にとって通勤・買い物・通院など日常生活に密接に関わる生活圏であり、本村と強いつながりを持つ地域です。今回の講演では、約130名の参加者に本村の取り組みを広くお知らせするとともに、交通と福祉に関する情報交換を行う貴重な機会となりました。今後も、近隣自治体や関係団体との連携をさらに深め、情報・取り組みを共有しながら、地域課題の解決と住民サービスの向上に努めてまいります。

続きまして、本定例会に提案させていただいております令和7年度の決算につきましては、歳入の確保と経費削減や創意工夫などに努めた結果、全会計とも黒字を維持することができました。一方で、本村を取り巻く財政環境は、今後の人口減少に伴い、一般会計歳入の約半分を占める地方交付税が減額となることも懸念されるなど、決して楽観できる状況にはありません。今後も限られた財源を有効に活用し、必要な施策には重点的に財源を配分する一方、事業の必要性や効果を検証しながら見直しを進めるなど、引き続き「選択」と「集中」による持続可能な行財政運営に取り組んでまいります。

最後になりますが、本定例会には、決算認定をはじめ、条例改正や補正予算、財産の貸付及び取得等、14件を提出しております。慎重審議の上、可決賜りますようお願い申し上げ、9月定例会の行政報告とさせていただきます。

●陳情議案

◎旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書

◆経緯

村民から御杖村議会議長宛に提出された、「旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書」を議案として取り扱い、開会日にむらづくり委員会に審査を付託することを決定しました。会期中のむらづくり委員会において慎重な審査を行い、統会日に審査結果の報告を行いました。

●村長提案（14案件）

可決（条例改正）

◎御杖村子ども医療費助成条例等の一部を改正する条例の制定

◆内容

医療法等の一部が改正されることにより、令和8年10月1日をもって「社会保険診療報酬支払基金」が改組され、新たに「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」へと名称変更されることに対応するため、本村の各種医療費助成に関する条例において引用している同基金の名称を新しい機関の名称へと改正を行うものです。

可決（財産貸付・財産取得）

地方自治法の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の貸付けについて、議会の議決を求めるものです。

【財産の貸付けについて】

旧御杖小学校の校舎及び敷地の財産貸付け

旧御杖小学校の校舎及び敷地について有効活用を図るため、民間事業者による利活用を目指し、昨年度実施した公募型プロポーザル方式による利活用事業者の募集を経て選定した青薔薇株式会社に対し、校舎及びその敷地の一部を貸し付けるにあたり、議会の議決を求めるものです。

【財産の取得について】

電子内視鏡システム購入

契約方法　特命随意契約
契約金額　869万円
契約相手　株式会社メディセオ
　　奈良南支店

可決（規約改正）

◎東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約

◆内容

東宇陀クリーンセンターにおいて、宇陀市・曽爾村・御杖村の可燃性ごみの焼却を行うための基幹改良事業を実施するにあたり、事業の実施に必要な経費の負担区分と負担割合を新たに設定する規約の変更を行うものです。

可決（補正予算）

◎令和8年度一般会計補正予算（第2号）

◆主な内容

歳入では、令和7年度の決算収支に合わせ繰越金の増額補正及び基金繰入金の減額を行うとともに、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及び台風6号で被災した農地の災害復旧事業に伴う県費補助金を計上して、歳出では、障害福祉費の過年度交付の国庫及び県費補助金精算による返還金、農地災害復旧事業費を計上するものです。

・補正額　2，703万円の増額
・補正後　27億2，942万7千円

◎令和8年度国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

（事業勘定）

◆主な内容

入院患者等の増加に対応するため療養給付費負担金等の増額及びその財源として保険給付費交付金を計上するものです。

・補正額
　2，510万2千円の増額
・補正後
　2億3，395万円

（診療所勘定）

◆主な内容

人事異動に伴う人件費の補正等です。

・補正額
　516万3千円の増額
・補正後
　1億2，166万1千円

◎令和8年度介護保険特別会計補正予算（第2号）

◆主な内容

歳入では、令和7年度の決算収支に合わせて繰越金の増額補正を行い、歳出では、過年度交付の国庫補助金の精算による返還金及び基金積立金の増額補正を行うものです。

・補正額
　4，285万1千円の増額
・補正後
　3億9，279万9千円

◎令和8年度簡易水道事業会計補正予算（第1号）

◆主な内容

神末浄水場の取水ポンプ取替に費用を増額補正するものです。

（資本的収入）
・補正額　140万円の増額
・補正後　6，055万9千円

（資本的支出）
・補正額　144万7千円の増額
・補正後　7，897万円

認定（令和7年度決算）

審査を付託した予算決算委員会において慎重に審議を行い、御杖村一般会計を含む全5会計の令和7年度歳入歳出決算について、予算決算委員会福田委員長より原案どおり認定すべきものとの報告を受け、本会議で審議の結果、原案どおり認定しました。（決算額については、【広報みつえ10月号】の決算報告の通りです。）

報告

◎令和7年度御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に関する点検・評価の報告

◆内容

鈴木教育長より令和7年度の御杖村教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行った結果の報告を受けました。

●村長追加提案（1案件）

可決（条例改正）

◎御杖村認可地縁団体印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定

◆内容

地方自治法施行規則の一部を改正する省令が施行されることに伴い、本条例の引用条文について条ずれとなる引用箇所の改正を行うものです。

一般質問　9月8日

※再質問については、御杖村ホームページをご覧ください。

質問　公共施設の空調設備について


福田議員

●福田麻衣子議員

近年、夏の暑さが非常に厳しくなり、熱中症対策は子どもだけでなく、村民にとっても重要な課題となっています。

7月28日に熊本県で起きた大地震では避難所の暑さ対策が大きな課題となっており、真夏に災害が発生した場合、空調設備のない避難所で過ごすことは、特に高齢者や子ども、体調に不安のある方にとっては大きな負担となり、改めて平時から避難所の環境を整えておくことの大切さを感じました。

御杖村地域防災計画では、村内12箇所の公共施設と国立曽爾青少年自然の家が指定避難所となっていますが、今回の熊本地震のような大災害が起こった場合を想定したとき、避難所の空調設備などの環境整備は充分であるのか、そして、村としてどの施設を優先的に避難所として使用していくお考えであるのかを伺わせていただきます。

また、近年文部科学省では公立学校施設の体育館にも、児童生徒の熱中症対策や学校が災害時に避難所としての役割を持つことを踏まえて空調設備の設置計画の検討が進められています。

本村におきましては、御杖小中学校の体育館は、体育の授業はもとより卓球クラブなどの部活動での利用頻度も増えています。それと、現在児童一時預かり事業の場所として使用されている菅野体育館も夏休み期間中も多くの子ども達が利用しており、この二つの体育館には子ども達の熱中症対策といたしましても、空調設備の必要性を感じられるところであります。

これらの点につきまして、村長のお考えをお聞かせ願います。

答弁


伊藤村長

●伊藤村長

近年、夏季の気温が非常に高くなっており、熱中症対策は、平時における住民の生活はもとより、災害時における避難所の環境整備を考える上でも、重要な課題であると認識しております。

さきの熊本地震においても、避難所の暑さ対策が大きな課題として浮き彫りとなりましたが、こうした事例は、平時から避難所環境を整えておくことの重要性を改めて示すものであると受け止めております。

まず、本村の指定避難所における空調設備の整備状況についてですが、村内12箇所の指定避難所のうち、8箇所については空調設備を整備しております。これらはいずれも開発センターや福祉センターなど、平時から常時使用している施設であり、災害時においても速やかに避難者を受け入れられる環境が整っております。

また、国立曽爾青少年自然の家についても空調設備が整備されており、避難所としての環境面での一定の備えがあるものと認識しております。

一方、残る4箇所の施設については、現時点では空調設備が整備されておりません。これらはいずれも体育館など、平時において常時使用していない施設です。空調設備の整備には相応の費用を要することから、平時の利用頻度が低く、費用対効果の面で課題のある施設への一律の整備は、現時点では難しい状況にあり

ます。
　そのため、こうした施設を災害時に使用する際には、後ほど申し上げますとおり、ポータブルの冷暖房機器の活用や、空調設備の整った他の施設への誘導など、その時々の状況に応じた対応を基本として考えております。
　次に、災害時においてどの施設を優先的に避難所として使用するかについてですが、すべての指定避難所を一律に開設するのではなく、災害の種別や規模、発生する時期、さらには避難者の状況などを総合的に勘案し、その時々の状況に応じて、指定避難所の中から開設する施設を見極めることが重要であると考えております。
　例えば、夏季に災害が発生した場合には、避難者の熱中症対策を考慮し、空調設備が整備されている施設を優先し、開設することが基本となります。
　一方、地震などの大規模な災害が発生し、多数の避難者を受け入れる必要がある場合には、施設の収容能力やトイレ等の設備、避難生活の長期化への対応なども考慮する必要があります。
　また、大規模災害時には、停電や送電設備の被害により、通常の電力供給が停止することも十分に想定されます。
　空調設備等が整備されていても稼働できない場合があることから、非常用電源や自家発電設備など、電力を確保できる施設を優先して開設するなど、災害の状況に応じた避難所の選定が必要となります。
　さらに、本村の地域防災計画では、大規模災害による多数の避難者に備え、指定避難所以外についても、公共施設や民間施設の管理者等と協議し、避難受入施設の確保に努めることとしております。
　村内には、空調設備を備えた姫石の湯や体験交流館などの公共施設もあります。夏季に災害が発生した場合には、それぞれの施設の被害状況や安全性、電力の供給状況等を確認した上で、これらの施設も避難受入施設として柔軟に活用してまいりたいと考えております。
　なお、本村においては自家発電設備を備えた避難所は限られていることから、今後、常時使用する公共施設を優先的に、災害時の電力確保と脱炭素化の両面から、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入について検討を進めているところであります。
　次に、御杖小中学校の体育館についてですが、御杖小中学校は、体育館を含めて指定避難所となっておりますが、現在、体育館にはトイレが設置されていないなど、避難所としての利便性や機能性に課題があるものと認識しております。
　そのため、現時点においては、避難所開設の際には、体育館に避難者を収容するのではなく、トイレや空調設備などの機能が整っている校舎を避難所として活用することを基本に考えております。
　また、体育館については築年数も経過しており、屋根や外壁などの断熱性能が十分でない状況にあります。
　こうした施設に空調設備だけを設置した場合、冷やした空気が外部へ逃げやすく、空調設備の効果を十分に発揮できないことも考えられます。
　したがいまして、体育館への空調設備の設置については、単に空調機器を設置するというだけではなく、屋根や外壁等の断熱性能の向上を含めた体育館本体の大規模な改修と一体的に検討する必要があると考えております。
　次に、菅野体育館についてですが菅野体育館は、現在、放課後児童一時預かり事業の場所として利用しておりますが、夏季における熱中症対策として、スポットクーラー2台、冷風機3台、大型扇風機1台を配備し、児童が適切にクールダウンできる環境を整えております。
　また、暑さが厳しい場合には、屋外での活動を避け、菅野公民館及び隣接する体験交流館の空調設備が整った教室を使用し、児童が無理なく安心して過ごせるよう、その日の気象状況に応じた対応を行っております。
　今後も、児童の安全を第一に、熱中症の発生を防止するため、適切な環境整備に努めてまいります。
　最後に、避難所環境の整備に向けた今後の考え方について申し上げます。
　指定避難所となっている公共施設には、常時稼働している施設のほか、体育館のように特定の用途を除き常時使用していない施設もあります。
　限られた財源の中で、指定避難所であるという理由のみで一律に空調設備等を導入することは、費用対効果の面から必ずしも適切とは言えません。
　そのため、平時の住民利用にも寄与し、平時・災害時の双方において高い費用対効果を発揮できる施設への整備を基本とする考えであります。
　その上で、実際の災害発生時には、災害の種別や規模、発生時期、停電

の有無、さらには、避難生活の長期化への懸念など、その時々の状況を総合的に判断し、最適な施設を選定・運用してまいります。

併せて、空調設備、トイレ、非常用電源、断熱性能といった避難所機能の計画的な確保を通じて、住民の皆様が安心して避難生活を送ることができる環境の整備に取り組んでまいります。

今後は、気象状況の変化や施設の利用状況、国・県の財政支援制度、学校施設の大規模改修等の機会、さらには避難所機能の強化に向けた施策の動向などを注視しながら、空調設備を含む避難所環境の整備について、必要に応じて改めて検討してまいりたいと考えております。

質問　三峰山登山道の環境整備について



●影山英章議員

御杖村において最も重要かつ貴重な観光資源の一つである三峰山は本村が誇る日本三百名山に登録された名峰であり、この数年では右肩上がりで登山者が増加傾向にあります。

冬の恒例イベントである『霧氷祭り』では2ヶ月余りの開催期間中に延べ5，000人を超える来訪者がありテレビはもちろん各メディアを通じて全国的に発信され本村の最も主要な看板イベントの一つになっています。

冬季以外では夏には白ツツジ（シロヤシオ）、秋にはヤマハハコなど四季折々の植物が自生しその他にも40種を超える希少植物が近年注目され貴重な植物を一目見ようと新たな層の登山者も増えています。この3年間の年間平均登山者数は13，000人を超え本村の観光の中核となっているのは事実です。

その様な三峰山は今現在、最低限の維持管理として御杖村観光協会が主体になり年2回のクリーンキャンペーンを実施しています。その活動内容は、主に会員によるゴミ拾いの他、登山ルート上に設置されている木組み階段（＝木段）の修復のほか、風倒木や虫害木などの伐採が主です。

この数年では樹齢50年を超える広葉樹を中心とした虫害木や風倒木が急激に増加しており、登山道を横断して倒れるケースも発生していることから登山者の安全確保のため事前に伐採する必要があります。また登尾ルートの上方部に位置する『五本杉避難小屋』においては柱や壁が朽ちてきており建物強度にも関わる老朽化が著しい状況です。

『御杖村過疎地域持続的発展計画』では当初の事業計画には「三峰山登山道整備」が挙げられており、昨年度に策定された令和8年度から令和12年度までの事業計画には「登山道整備」に加え「山小屋の整備」も追加されています。三峰山は村観光協会はもちろん行政にとっても重要な観光資源としての認識をされているのは明らかです。

こうした三峰山の整備が必要な状況を踏まえ、これから村事業として取組まれる具体的な内容と実施される時期についての詳細な計画をお聞かせください。

答弁



●伊藤村長

三峰山については、議員がおっしゃるように、厳冬期の霧氷をはじめ、年間を通じて多数の登山者に訪れていただいている、村を代表する観光資源であります。

ご質問のありました登山道については、平成25年から27年頃にかけ登山道の急峻な箇所に木組みの階段を整備し、その後は観光協会が実施している年2回のクリーンキャンペーンにおいて修繕等の維持管理をしていただいており、その際には登山道の利用に危険を及ぼすような広葉樹の倒木の伐採も行っていただいております。

また、登尾ルートの避難小屋については、建築後数十年が経過しており、老朽化により壁等が朽ちてきている状況や、ここ数年の高齢な広葉樹の風倒木の状況についても認識しているところであります。

こうした状況を踏まえ、『過疎地域持続的発展計画』に「登山道整備」と「山小屋の整備」を挙げております。

しかしながら、現況を見る限り緊急性は低く、抜本的な整備というよりは、維持修繕や改修での対応が基本になるものと考えております。

一方で、三峰山は「室生赤目青山国定公園」内に位置し、かつ登山道・山小屋は、神末区有林や奈良県の県行造林内に在ります。

小規模な維持管理や倒木の伐採については、これまでも観光協会にご対応いただいておりますが、広範囲な伐採や、山小屋の改修等については、関係機関との協議が必要となる場合があります。

そのため、関係機関との協議・許可が必要であるのか、登山道や山小屋の修繕、改修はどの程度必要であるのか、加えて工法、費用等につい

ても次年度以降に調査を行った上で、改修計画の検討を進めてまいりたいと考えております。

質問　補聴器の購入助成について

●小田靜男議員


小田議員

社会の高齢化が進むなかで、加齢性難聴で補聴器を購入する人に助成金を出す自治体が全国的に増えています。

こうした動きは、補聴器を使わずに難聴を長期間放置すると人とのコミュニケーションが取りづらくなり、認知症やうつ病の発症リスクが高まり、補聴器の使用が発症リスクを下げる効果があるという研究結果が出ていることも根拠となっているようです。

補聴器は、医療保険における療養費の支給対象外であり、障害者総合支援法に基づく補装具支給制度では、身体障害者手帳で聴覚障害6級以上の方が助成対象とされています。

高齢者における難聴は加齢による難聴であるため、身体障害者手帳の取得までには至らないことが多く、制度を活用することが難しい状況となっています。

村民の認知症やうつ病の発症リスクを抑制して、元気な長寿社会を実現するためにも、身体障害者手帳の取得を要件としない村独自の助成制度を新たに設けていただけないかと思っております。

村長のお考えをお聞かせ願います。

答弁

●伊藤村長


伊藤村長

聴力機能が低下すると、さまざまな社会生活に支障をきたします。

例えば、必要な音が聞こえず、家族や友人とのコミュニケーションに支障が生じたり、社会参加や地域交流の機会が減少したり、危険を察知する能力が低下したり、さらには認知症発症のリスクが高まったりすることが挙げられます。

こうした背景のもと、難病や加齢等により聴力機能が低下し、日常生活を営むことに支障がある高齢者に対し、耳の聞こえを保証し、認知症の予防につなげていくことが求められています。

補聴器の購入に対する公的給付としては、障害者総合支援法に基づく制度が整備されております。

一方、身体障害者手帳の交付対象とならない比較的軽度の難聴の方には、助成が及ばないことから、近年、自治体による独自の助成制度が全国的に広まってきているところであります。

奈良県内においても、いくつかの自治体で、高齢者の補聴器購入に係る助成が行われております。

本村においては、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の令和9年4月策定に向け、現在、村民アンケート調査を実施しております。

その中では、「高齢者の耳の聞こえについて」や「補聴器の所持の状況」、また「聴力低下があるにも関わらず、補聴器を持っていない方の購入していない理由」などについて調査を行っているところであります。

本村における補聴器購入への助成については、県内自治体の取り組みや村民アンケートの結果等を踏まえ、住民の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるむらづくりの充実に向けた取り組みの一環として、高齢者に対する補聴器購入費の本村独自の一部助成について、次年度に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

質問　基金の運用と各種施策について

●山岡隆良議員


山岡議員

令和7年度末の一般家庭で言う貯金にあたる基金残高は、一般会計10基金合計43億9，600万円、特別会計の基金1億3，100万円を合わせると総合計45億2，700万円になっています。

また、借金にあたる地方債の令和7年度末現在高は34億4，600万円となっていますが、その償還に対しては、地方交付税によって財源措置のある有利な地方債を活用し非常に上手く必要な投資と、適正な債務管理の両立させた財政運営をしていただいている事に感謝申し上げます。

以前は、ペイオフの関係で基金の管理は預金保護の観点から決済性預金中心の運用でしたが、物価高騰による貨幣価値の目減りや、長期金利の上昇基調も考慮してとの事と考えますが、国債を中心とした安心・安全な資産として、令和7年度に15億円分の債権を購入した事により、令和7年度末には債権購入総額28億円あまりと定期性預金5億円の利子として、令和8年度は約3，000万円の増収が見込め、これを原資として15項目の各種補助金政策を実施し

ています。

今後の基金の運用について、信頼性の高い定期性預金や債券購入の増額や利回りの悪い債券の買い替え等を実施するのか、お考えをお聞かせ下さい。

また、令和8年度より運用益を活用した、15項目の補助金や助成金制度が、し尿運搬手数料の減免を行う他には、高齢者が多い本村での有効な生活支援にはつながっていない様に思いますが、新年度に向けて検討中のものも含め何かお考えがあればお聞かせ下さい。

答弁

●伊藤村長



まず、今後の基金運用についてですが、現在、本村では国債を中心とした信頼性の高い債券購入と定期性預金を組み合わせた運用を進めております。

議員ご質問の今後の決済性預金から定期性預金への預け替えや、さらなる債券の購入については、経済情勢や金利の動向を慎重に見極めながら、状況に応じて柔軟に対応してまいります。

次に、保有債券の買い替えについてですが、現在の金利上昇局面においては、既に保有している一部の債券に、相対的に利回りが見劣りするものがあることは認識しております。しかしながら、現在の保有債券と同等以下の取得単価、すなわち追加コストなしの条件で買い替えを行おうとした場合、必然的に償還期限がより長期となるか、あるいは格付けの低い発行体の債券を選択せざるを得ないという制約が生じます。

こうした期間リスク・信用リスクを負ってまでも買い替えを実施すべきか否かの判断は、村の財政基盤に直接影響を及ぼすものであります。

基金運用全体の方針と合わせて、極めて慎重に判断してまいります。

いずれにいたしましても、基金の運用にあたりましては、安全性・流動性・収益性のバランスを常に意識しながら、村民の皆様の財産を適切に管理・活用できるよう、引き続き取り組んでまいります。

次に、令和8年度から運用益を活用して実施している各種補助金・助成金制度について高齢者の生活支援という観点からのご指摘についてですが、本村においては、高齢化率が60％を超えるなど高齢化が著しく進行しており、高齢者のみで構成される世帯や、年金収入を主な生活基盤とする世帯が多く存在しております。

こうした世帯では、日々の生活に必要な支出を優先せざるを得ない状況も多く、省エネルギー性能の高い機器への更新や住宅の断熱化、防災・防犯設備の整備等といった取組について、その必要性を認識していても、経済的・身体的な負担や情報不足を理由に、自主的な取組が十分に進みにくい実情があると認識しております。

一方で、近年のエネルギー価格や物価の上昇、猛暑・豪雨・地震といった自然災害の激甚化・頻発化、さらには高齢者を狙った特殊詐欺や訪問犯罪の増加など、住民の安全・安心を脅かす課題は多岐にわたっております。

住民が将来にわたり安心して地域で暮らし続けるためには、日常生活における経済的負担の軽減と併せて、省エネルギー化の促進・災害への備え・防犯環境の整備を一体的に進めることが重要であると考えております。

そのため、こうした取組を住民個々の自主的な対応のみに委ねるのではなく、地域の実情を踏まえ、行政が一定の支援を講じることで、住民が取り組みやすい環境を整備してまいります。

具体的には、省エネルギー性能の高い家電・設備への更新、住宅の断熱性能向上への支援に加え、防災・防犯対策として、災害への備えと犯罪被害の防止を目的とした機器・設備の整備に係る支援を実施してまいります。

これにより、地域防災力・防犯力の向上を図るとともに、光熱費等の家計負担の軽減・住環境の改善・災害時および犯罪被害に対する安心の確保といった、住民生活への直接的な効果が期待されます。

高齢化が著しく進む本村においては、脱炭素施策・防災施策・防犯施策を個別の政策分野として捉えるだけでなく、住民の生活基盤を支え、将来にわたる安心な暮らしを確保するための生活支援施策として一体的に推進する視点が重要であると考えております。

本村として積極的に支援策を展開することにより、これまで費用面等の理由から取組が困難であった高齢者世帯や低所得世帯を含め、より幅広い住民の参加を促し、脱炭素・防災・防犯・生活支援の相乗効果を高めながら、安全・安心で持続可能な地域社会の形成につなげてまいります。

なお、令和8年度から実施している各種補助金・助成金制度について

は、年度を通じた利用実績や住民からの反応・ご意見を丁寧に検証・分析した上で、制度の周知方法の改善や対象範囲の見直し、あるいは高齢者の生活実態により即した新たな支援メニューの検討など、必要な改善・拡充に向けて、新年度予算の編成過程において幅広く検討してまいります。

議員ご指摘の趣旨も十分に踏まえながら、住民の皆様にとって真に役立つ制度となるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。



議会運営委員会　8月25日

令和8年第3回（9月）定例会の会期や会期中の関連会議の開催日を決定しました。また、提出予定の各議案の概要説明を受けた後、会期中における審議の取扱いについて協議を行い決定しました。

全員協議会　9月9日

令和8年第3回（9月）定例会の会期中における全員協議会を9月9日に開催しました。開会日にむらづくり委員会付託と決定しました案件3件（財産貸付1件、財産取得1件、規約変更1件）と予算決算委員会付託と決定しました令和8年度補正予算4件及び令和7年度御杖村一般会計を含む5会計の歳入歳出決算認定について、詳細な説明が村から行われました。

むらづくり委員会　9月11日

9月8日の本議会において付託された

・旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書

・財産の貸付け（旧御杖小学校の校舎及び敷地の財産貸付け）

・財産の取得（電子内視鏡システム購入）

・東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約

の計4議案についての審査を行う予定で委員会を開催しました。陳情書に関する案件について、陳情事項の6項目について審議を行いましたが、陳情審査の結果を出すには至らず、9月14日に貸付の相手方となる青薇株式会社の代表者を参考人として招致をして、継続審議を行うこととしました。

9月14日

・旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書

継続審議となった陳情書に関する案件について、青薇株式会社の代表者に計画事業の経済的成立性などについての質疑を行いました。その後、全議員で審査結果についての協議を行い、提案事業の資金計画などに確実性を得られない面もあることから、この陳情書に対する審査結果としては、「結論を得ず」と採決しました。

・財産の貸付け（旧御杖小学校の校舎及び敷地の財産貸付け）

貸付け契約の相手方となる青薇株式会社の代表者からの事業説明において、事業に対する熱意や誠意を感じられたことで、村に対しては、賃貸借契約を行うにあたり基本協定書や賃貸借契約書に記された事項を青薇株式会社に厳守させることを求めたうえで、原案どおり可決すべきものと決定して16日の本会議において報告することとしました。

・財産の取得（電子内視鏡システム購入）

・東宇陀環境衛生組合規約の一部を変更する規約

この2議案についても、審査の結果、原案どおり可決すべきものと決定して16日の本会議において報告することとしました。

予算決算委員会　9月14日

9月8日の本議会において付託された令和8年度補正予算4件及び令和7年度御杖村一般会計を含む全5会計の歳入歳出決算の認定について審査を行いました。すべての審査事項について、原案どおり可決及び認定すべきものと決定して16日の本会議において報告することとしました。

例月の全員協議会　7月28日

村からの報告事項
（むらづくり振興課）
・株式会社みつえ代表取締役の後任選考についての現状報告
・雑巾ダッシュイベントについて
議員からの質問事項等
・獣害対策について（影山議員）
・御杖村を村外にＰＲする取り組みについて（小田議員）
・シルバー人材センターの労務賃金について（小田議員）

8月25日

村からの報告事項
（総務課）
・ノッカル実証運行に係るアンケート結果について
議員からの協議事項
・旧御杖小学校利活用事業に係る賃貸借契約の議決に先立つ慎重な審査を求める陳情書に関して（寺前議長）

9月29日

村からの報告事項
（総務課）
・旧御杖小学校利活用事業の賃貸借契約の締結について
（むらづくり振興課）
・株式会社みつえ代表取締役の内定について
・雑巾ダッシュイベントについて
議員からの質問事項等
・村内での熊の出没情報について（影山議員）
・河川擁壁、堰堤の修復について（山岡議員）
・合併処理浄化槽の維持管理状態について（山岡議員）
・防災訓練について（影山議員）
・「日本で最も美しい村」連合への加盟について（小田議員）



活動報告

9月2日　正副議長打合せ　（寺前・山岡）
9月5日　桜井市制施行70周年記念式典［桜井市］　（寺前）
9月25日　正副議長打合せ　（寺前・山岡）
例月出納検査　（森）
地域課題に関する意見交換会　（寺前・山岡）
10月2日　宇陀郡老人クラブ連合会グラウンドゴルフ大会　（寺前）
県町村議長会理事会［橿原市］　（寺前）
東宇陀環境衛生組合塵芥車お披露目式［宇陀市］　（山岡）
10月5日　県町村議長会理事会［橿原市］　（寺前）
10月6日　宇陀郡議会議長・副議長会議員研修会［下北山村］　（全議員）
10月9日　三村議会正副議長会臨時総会［名張市］　（寺前・山岡）
10月14日　御杖村社会福祉大会　（全議員）
正副議長打合せ　（寺前・山岡）
10月17日　御杖保育所・小中学校秋季体育大会　（寺前・山岡）
10月19日　曽爾御杖行政一部事務組合監査　（福田）
10月20日　正副議長打合せ　（寺前・山岡）
10月22日　奈良県町村議会議長会全議員研修会［斑鳩町］　（全議員）
例月出納検査　（森）
10月23日　全員協議会　（全議員）
10月26日　正副議長打合せ　（寺前・山岡）
宇陀地区出身戦没者追悼式［宇陀市］　（寺前）
10月27日　桜井宇陀広域連合監査［桜井市］　（影山）